

## 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則案」について

平成19年8月  
国土交通省

### I. 背景

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「法」という。）が制定され、平成19年5月25日に公布されました。

今般、法の施行に伴い、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則」を制定することを検討しています。

### II. 制定しようとする内容

#### **定義関係**

#### 1. 軌道運送高度化事業の要件等（法第2条第6号関係）

(1) 法第2条第6号の国土交通省令で定める措置は、次のいずれの措置も満たすものとする。

①より優れた加速及び減速の性能を有し、振動を抑える効果が高く、低床化等旅客が円滑に乗降できる車両を導入すること

②旅客の乗降を円滑にするための措置（①に係る措置を除く）及び良好な走行環境を確保するための措置を講じること

(2) (1)の規定にかかわらず、既設の軌道の路線において軌道運送の高度化を図ろうとする場合は、(1)の①又は②のいずれかの措置を満たすものとする。

(3) 法第2条第6号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上は、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保とする。

#### 2. 道路運送高度化事業の要件等（法第2条第7号関係）

(1) 法第2条第7号の国土交通省令で定める者は、市町村、公共交通の利用促進に係る活動を行う特定非営利活動法人、民法第34条の法人等とする。

(2) 法第2条第7号の国土交通省令で定める措置は、次のいずれか二以上の措置とする。

①乗車定員100人以上の連節ノンステップバスを用いること

②バスロケーションシステムを導入すること

③道路交通の円滑化に資する措置に対応した機器又は施設を整備すること

④旅客の乗降を円滑にするための措置を講じること

(3) 法第2条第7号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上は、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保、安全性の向上等とする。

#### 3. 海上運送高度化事業の要件等（法第2条第8号関係）

(1) 法第2条第8号の国土交通省令で定める措置は、次のいずれかの措置とする。

①優れた加速性能等を有する船舶を用いること

- ②優れた居住環境を有する船舶を用いること
  - ③航路の新設や再編、延長等を行うこと
  - ④利用しやすい運航ダイヤを設定すること
  - ⑤その他運送サービスの質の向上に資する措置を講じること
- (2) 法第2条第8号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上は、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保、利用しやすい環境の向上等とする。

#### 4. 乗継円滑化事業の要件（法第2条第9号関係）

法第2条第9号の国土交通省令で定める措置は、次のいずれかの措置とする。

- ①運行計画を改善すること
- ②共通乗車船券を発行すること
- ③交通結節施設における乗降場の改善をすること
- ④旅客の乗降を円滑にするための措置を講じること
- ⑤旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報を提供すること
- ⑥その他旅客の乗継ぎを円滑に行うための措置を講じること

### **地域公共交通総合連携計画関係**

#### 5. 地域公共交通総合連携計画の作成の方法（法第5条第1項関係）

地域公共交通総合連携計画に鉄道再生事業に関する事項を定める場合は、当該鉄道再生事業に係る路線の沿線市町村が、共同で、地域公共交通総合連携計画を作成するものとする。

### **軌道運送高度化事業関係**

#### 6. 軌道運送高度化実施計画の記載事項（法第8条第2項第7号関係）

法第8条第2項第7号の国土交通省令で定める事項は、軌道運送高度化事業に関連して実施される事業に関する事項、法第10条第2項に規定する軌道整備事業と軌道運送事業を実施しようとする者が異なる場合の軌道施設の使用料等両者間の軌道施設の管理・運営に関する事項等とする。

#### 7. 軌道運送高度化実施計画の認定申請の方法（法第9条第9項関係）

法第9条第9項の国土交通省令で定める事項は、軌道運送高度化実施計画の認定の申請に係る申請書の記載事項及び必要な添付書類等（軌道法の特許等のみなしを受けようとする場合は、当該特許等の申請に必要なものと同等のものを追加）に関する事項とする。

### **道路運送高度化事業関係**

#### 8. 道路運送高度化実施計画の記載事項（法第13条第2項第7号関係）

法第13条第2項第7号の国土交通省令で定める事項は、道路運送高度化事業に関連して実施される事業に関する事項等とする。

9. 道路運送高度化実施計画に係る道路管理者の意見聴取に関する事項（法第14条第4項関係）

法第14条第4項の国土交通省令で定める道路管理者の意見聴取に関する事項は、道路管理者への通知、道路管理者の意見提出、道路管理者の意見を聴く必要がない場合に関する事項等とする。（参考：道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和二十六年運輸省・建設省令第一号））

10. 道路運送高度化実施計画の認定申請の方法（法第14条第9項関係）

法第14条第9項の国土交通省令で定める事項は、道路運送高度化実施計画の認定の申請に係る申請書の記載事項及び必要な添付書類等（道路運送法の許認可等のみなしを受けようとする場合は、当該許認可等の申請に必要なものと同等のものを追加）に関する事項等とする。

**海上運送高度化事業関係**

11. 海上運送高度化実施計画の記載事項（法第18条第2項第6号関係）

法第18条第2項第6号の国土交通省令で定める事項は、海上運送高度化事業に関連して実施される事業に関する事項等とする。

12. 海上運送高度化実施計画の認定申請の方法（法第19条第8項関係）

法第19条第8項の国土交通省令で定める事項は、海上運送高度化実施計画の認定の申請に係る申請書の記載事項及び必要な添付書類等（海上運送法の許認可等のみなしを受けようとする場合は、当該許認可等の申請に必要なものと同等のものを追加）に関する事項等とする。

**乗継円滑化事業関係**

13. 乗継円滑化実施計画の記載事項（法第21条第2項第6号関係）

法第21条第2項第6号の国土交通省令で定める事項は、乗継円滑化事業に関連して実施される事業に関する事項等とする。

14. 乗継円滑化実施計画に係る道路管理者の意見聴取に関する事項（法第22条第4項関係）

9. と同様とする。

15. 乗継円滑化実施計画の認定申請の方法（法第22条第9項関係）

法第22条第9項の国土交通省令で定める事項は、乗継円滑化実施計画の認定の申請に係る申請書の記載事項及び必要な添付書類等（道路運送法、海上運送法の認可等のみなしを受けようとする場合は、当該認可等の申請に必要なものと同等のものを追加）に関する事項等とする。

16. 乗継円滑化実施計画に定める運行計画の改善に関する事項（法第23条第2項及び法

第24条第2項関係)

- (1) 法第23条第2項の国土交通省令で定める運行計画の改善に関する事項は、路線に係る運行系統ごとの運行回数を増加させるもの等とする。
- (2) 法第24条第2項の国土交通省令で定める運行計画の改善に関する事項は、運航日程又は運航時刻を変更するもの等とする。

17. 共通乗車船券に係る届出の方法（法第25条第1項関係）

法第25条第1項の国土交通省令で定める届出の方法は、共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名又は名称及び住所、運送事業者を代表する者の氏名又は名称、割引を行おうとする運賃又は料金の種類、共通乗車船券の名称、発行価額等を記載した届出書を提出することとする。

**鉄道再生事業関係**

18. 鉄道再生実施計画の合意に係る者（法第26条第1項関係）

法第26条第1項の国土交通省令で定める者は、鉄道再生事業に係る路線がある都道府県等の地域公共交通総合連携計画を作成した市町村が必要と認める者とする。

19. 鉄道再生実施計画の記載事項（法第26条第2項第6号関係）

法第26条第2項第6号の国土交通省令で定める事項は、鉄道再生事業に関連して実施される事業に関する事項等とする。

20. 鉄道再生実施計画の届出の方法（法第26条第4項関係）

法第26条第4項の国土交通省令で定める事項は、鉄道再生実施計画の届出に係る届出書の記載事項及び必要な添付書類等（鉄道事業法の届出のみなしを受けようとする場合は、当該届出に必要なものと同等のものを追加）に関する事項等とする。

**新地域旅客運送事業関係**

21. 新地域旅客運送事業計画の記載事項（法第30条第2項第6号関係）

法第30条第2項第6号の国土交通省令で定める事項は、新地域旅客運送事業の運営に重大な関係を有する事項等とする。

22. 新地域旅客運送事業計画に係る道路管理者の意見聴取に関する事項（法第30条第5項関係）

9. と同様とする。

23. 新地域旅客運送事業計画の認定申請の方法（法第30条第9項関係）

法第30条第9項の国土交通省令で定める事項は、新地域旅客運送事業の認定の申請に係る申請書の記載事項及び必要な添付書類等（各事業法の許認可等のみなしを受けようとする場合は、当該許認可等に必要なものと同等のものを追加）に関する事項等とする。

24. 新地域旅客運送事業の運賃等の届出の方法（法第31条第1項関係）

法第31条第1項の国土交通省令で定める事項は、新地域旅客運送事業の運賃等の届出に係る届出書の記載事項（適用する路線又は航路、運賃等の種類、額、実施予定日等）及び必要な添付書類等に関する事項等とする。

25. 新地域旅客運送事業の運賃等の公示の方法（法第31条第3項関係）

法第31条第3項の国土交通省令で定める方法は、新地域旅客運送事業の運賃等を停車場、営業所その他の事業所において、公衆に見やすいように掲示することとする。

**その他関係**

26. その他

地方支分部局の長に対する権限の委任等所要の事項を定めることとする。

**Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）**

公布：平成19年 9月上旬

施行：平成19年10月1日